

| 損 害 | 補 償 |
|---|--------------------------------------|
| 治療費 (葬儀費) | 療養補償給付 介護補償給付 (葬祭料給付) |
| 逸失利益 (賃金の損失) | 休業補償給付 障害補償給付 遺族補償給付 傷病補償年金 |
| 慰謝料等 (精神的苦痛) (入・通院期間・後遺症、 死亡者本人、近親者) | 〔損害賠償〕 |
| | 〔損害賠償〕 |

労災保険給付

民事損害賠償
過失相殺・寄与率
の減額あり

図1-14 労災保険給付と民事損害賠償額の調整

事業者が民事上の損害賠償の責任が問われる法的根拠は、

- ① 故意・過失により労働災害を生じさせたときの加害者及びその雇用主である使用者の責任となる不法行為責任（民法第709号、第715号）
- ② 労働契約の付随義務として安全配慮義務を尽くして労働者を災害から守らなければならない債務不履行責任（民法第415号）
- ③ 機械設備や製造物の欠陥により労働災害が発生したときのその占有者又は所有者の責任となる工作物責任（民法第717号）
- ④ 自動車や車両系の運搬・建設機械の運行上労働災害が発生させたときの、その車両などの所有者等に生ずる運行供用者責任（自動車損害賠償保障法第3条）等があります。

最近では、②の安全配慮義務違反による損害賠償を認める裁判例が多く見られます。安全配慮義務は、事業者が労働安全衛生法を守っているだけでは完全に履行されたことになりません。労働安全衛生法はあくまでも守るべき最低限のもので、法定基準以外の労働災害発生の危険防止についても、企業は安全配慮義務を負っています。すなわち、労働安全衛生法上の刑事責任を免れることと、民事上の損害賠償責任とは必ずしも一致するものではありません。

(3) 「災害賠償責任」

労働者が業務上負傷し、又は、疾病にかかった場合、使用者はその過失の有無を問わず、労働基準法第8章の災害補償責任を負いますが、労災保険が支給される場合は免責され、また、その範囲で民事上の損害賠償の責任も免れることとされています（労働基準法第84条）。